

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第31号

四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年四日市市規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者の確認等）

第2条 条例第3条第1号に規定する者の確認は、住民基本台帳により行うものとする。

2 条例第3条第2号に規定する規則で定める社会保険は、次の各号に掲げる法律に基づく保険制度とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（所得制限の額）

第3条 条例第3条第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額とする。

- (1) **障害者の所得**は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この条において「施行令」という。）第7条に定める額
- (2) **配偶者又は扶養義務者の所得**は、扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額

2 条例第3条第3号に規定する額の計算方法は、施行令第4条及び第5条の規定による。

（資格の認定申請）

第4条 条例第5条第1項の規定により医療費の助成を受けるための資格の認定を受

けようとする者は、障害者医療費受給資格認定申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（受給資格証）

第5条 市長は、前条の規定に基づき資格を認定した者に、障害者医療費受給資格証（第2号様式。以下「受給資格証」という。）を交付する。

（受給資格証の有効期間等）

第6条 受給資格証の有効期間の始期は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 毎年9月1日（新たに条例第3条各号に掲げる条件を満たす場合（以下この項において「新規該当」という。）を除く。）

(2) 新規該当の場合は、受給資格について認定した日（以下この号において「認定日」という。）が新規該当の日から1箇月以内のときは、当該新規該当の日とし、当該認定日が新規該当の日から1箇月を超えたときは、当該認定日の属する月の初日とする。

2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日とする。

（受給資格証の更新）

第7条 市長は、第5条に規定する受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）の受給資格証の有効期間が満了する場合において、**その者が引き続き助成を受けることが適当と認めるときは、受給資格証の更新をすることができる。**

（受給資格証の再交付）

第8条 受給資格者は、受給資格証を汚損、破損又は紛失したときは、障害者医療費受給資格証再交付申請書（第4号様式）により市長に申請し、受給資格証の再交付を受けることができる。

（助成の申請）

第9条 条例第7条第2項に規定する受給資格者が行う申請は、福祉医療費助成申請書（第5号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、受給資格者は、申請書の提出に併せて受給資格証を提示しなければならない。

2 受給資格者が、条例第6条に規定する医療担当者等に受給資格証を提示し、医療担当者等が福祉医療費領収証明書（第6号様式）又は領収証明一覧表（第7号様式）を市長に提出したときは、前項の申請が受給資格者からあったものとみなす。

（助成決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、助成の適否及び助成額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、障害者医療費助成決定通知書（第8号様式）により受給資格者に通知するものとする。

（届出事項）

第11条 受給資格者は、条例第8条に規定する氏名、住所又は加入している医療保険の種類に異動があったときは、障害者医療費受給資格変更届出書（第9号様式）に受給資格証その他必要書類を添えて市長に届け出なければならない。

第12条 受給資格者が損害賠償の対象となる行為を受け、又は損害賠償を受けたときは、第三者の行為による届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

第13条 受給資格者は、条例第3条第3号に規定する障害者の配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったとき又は条例第8条に規定する加入している医療保険の種類の変更により被保険者に変更があったときは、障害者医療費受給資格変更認定申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給資格証の返還）

第14条 受給資格者がその資格を喪失したときは、障害者医療費受給資格喪失届（第12号様式）を添えて、速やかに市長に受給資格証を返還しなければならない。

（医療費証明書料の助成）

第15条 市長は、受給資格者が医療費助成の対象となる福祉医療費助成申請書又は福祉医療費領収証明書（以下この条において「証明書」という。）の交付を受けるに要する費用（以下この条において「証明書料」という。）を支払ったときは、当該証明書料（証明書1枚（以下この条において「1枚」という。）につき200円とする。ただし、1枚につき200円未満のものにあつては実費の額とする。）を受給資格者に助成する。ただし、医療担当者等が証明書料を受給資格者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円を医療担当者等に交付することにより受給資格者に対する助成に代えるものとする。

2 前項ただし書の場合において、医療担当者等が領収証明一覧表の提出による申請を行った場合は、次表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額を医療担当者等に交付するものとする。

同一人につき証明をした件数	交付額
---------------	-----

1 件以上 4 件以下	2 0 0 円
5 件以上 8 件以下	4 0 0 円
以下 4 件の区分ごとに 2 0 0 円を加算した額	

(補則)

第 1 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定については、平成 1 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書は、改正後の規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

(楠町との合併に伴う経過措置)

4 平成 1 7 年 2 月 7 日前に、楠町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 3 年楠町規則第 1 1—1 号。以下「楠町の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

5 楠町の規則の規定による心身障害者医療費受給者については、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までは、なお楠町の規則の例による。

附 則（平成 1 4 年 7 月 1 7 日規則第 4 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 4 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成 1 5 年 8 月 8 日規則第 4 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則、四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則及び四日市市老人の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月4日規則第4号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成17年8月1日規則第63号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第19号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第22号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月18日規則第72号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年6月30日規則第44号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年3月31日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 24 日規則第 32 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に、改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

4 改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 52 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 11 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 9 日規則第 58 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。